

千葉県千葉リハビリテーションセンター施設整備検討会議設置要綱

(目的)

第1条 千葉県千葉リハビリテーションセンターの施設整備に当たり、センターの機能・役割や施設規模等について専門的見地からの意見聴取を踏まえながら検討するため、千葉県千葉リハビリテーションセンター施設整備検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

なお、この検討会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関の性質を有しない。

(検討事項)

第2条 検討会議では、次に掲げる事項について検討する。

なお、検討に当たっては、専門的見地からの意見聴取を効率的に行うため、有識者等を参考した会議形式で行う。

- (1) センターの機能・役割に関すること
- (2) 適切な施設規模（病床数等）に関すること
- (3) 建設用地に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(構成員)

第3条 検討会議の構成員は、別記1に掲げる機関・団体に所属する有識者や、その他の学識経験者と、別記2に掲げる役職にある者で構成する。

なお、構成員の任期は原則として第5条に掲げる期間とする。

(議長及び副議長)

第4条 検討会議には議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、健康福祉部保健医療担当部長の職にある者が務める。
- 3 副議長は、議長の指名により選出する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第5条 検討会議の設置期間は、第2条に規定する事項の検討が終了する平成31年度末までとする。

(会議)

第6条 検討会議は議長が招集する。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、千葉県健康福祉部障害福祉事業課において処理する。

附則

1 この要綱は、平成30年7月4日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成30年8月30日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する

別記1

機関・団体等
公益社団法人千葉県医師会
千葉大学
国立障害者リハビリテーションセンター
独立行政法人国立病院機構 下志津病院
千葉県重症心身障害児（者）を守る会
全国脊髄損傷者連合会千葉県支部
その他の学識経験者

別記2

役職
千葉リハビリテーションセンター長
健康福祉部 保健医療担当部長
健康福祉部 健康福祉政策課長
健康福祉部 健康づくり支援課長
健康福祉部 障害者福祉推進課長
健康福祉部 医療整備課長
病院局 副病院局長（県立病院整備）
教育庁教育振興部 特別支援教育課長